

高砂市介護保険給付費受領委任払取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく給付に関する受領委任払の取扱いについて必要な事項を定めることにより、要介護被保険者及び要支援被保険者（以下これらを「要介護被保険者等」という。）の一時的な経済的負担を軽減し、もって要介護被保険者等の生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法の規定に基づく特定福祉用具を販売し、又は法の規定に基づく住宅改修を行う事業者をいう。
- (2) 受領委任払 要介護被保険者等が支払うべき介護サービスの提供に要した費用のうち、要介護被保険者等に対し給付される額の限度において、高砂市が事業者を支払うことをいう。

(受領委任払の取扱いに係る事業者登録)

第3条 事業者は、受領委任払の取扱いを行う場合は、介護保険給付費受領委任払取扱事業者登録申請書(様式第1号)及び介護保険給付費受領委任払の取扱いに係る確約書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請のあった事業者について登録の可否を決定したときは、介護保険給付費受領委任払取扱事業者登録決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした事業者にその旨を通知するものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第4条 前条第2項の規定により介護給付費受領委任払取扱事業者として登録された事業者（以下「登録事業者」という。）は、その登録内容に変更があったときは、介護保険給付費受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、登録を廃止し、休止し、又は当該休止に係る登録内容を再開したときは、介護保険給付費受領委任払取扱廃止・休止・再開届出書(様式第5号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(受領委任払の対象となる給付)

第5条 受領委任払の対象となる給付は、登録事業者が提供する介護サービス給付のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費又は法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）の支給
- (2) 法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給

(対象者)

第6条 この要綱により福祉用具購入費又は住宅改修費の受領を登録事業者に委任することによる受領委任払を利用することができる者は、高砂市の介護保険被保険者であり、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条の2第1項に規定する介護扶助を受けていないこと。
- (2) 法第66条第1項に規定する保険料滞納による支払方法変更の記載を受けていないこと。
- (3) 法第67条第1項の規定による保険給付の差止めを受けていない、又は法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載を受けていないこと。
- (4) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けていないこと。
- (5) 受領委任払に係る申請の日時点において、医療機関等に入院中又は介護施設等に入所中でないこと。
- (6) 受領委任払に係る申請の日時点において高砂市が法第27条第7項の規定に基づく要介護認定をした旨の通知を受けていること。

(福祉用具購入費の取扱い)

第7条 登録事業者は、福祉用具購入費の受領を要介護被保険者等から受任するときは、当該要介護被保険者等が当該登録事業者を支払うべき福祉用具購入費用から、市長が福祉用具購入費として当該要介護被保険者等に支給すべき額を控除した額を当該要介護被保険者等から領収するものとする。

2 受領委任払を利用する要介護被保険者等は、登録事業者から福祉用具を購入したときは、福祉用具購入費の支給申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 福祉用具の購入に要した費用の領収書
- (2) 福祉用具のカタログ（価格、商品名、品番等が分かるもの）の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 登録事業者は、要介護被保険者等から依頼があった場合は、前項に規定する書類の作成に協力するとともに、申請の代行を行うものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による福祉用具購入費の支給申請があった場合は、提出された書類を審査するとともに、福祉用具購入費の支給の可否を決定し、その結果を当該支給申請に係る要介護被保険者等及び登録事業者に通知するものとする。

(住宅改修費の取扱い)

第8条 登録事業者は、住宅改修費の受領を要介護被保険者等から受任するときは、当該要介護被保険者等が当該登録事業者に支払うべき住宅改修費用から、市長が住宅改修費として当該要介護被保険者等に支給すべき額を控除した額を当該要介護被保険者等から領収するものとする。

- 2 受領委任払を利用する要介護被保険者等は、登録事業者による住宅改修工事を行うときは、当該住宅改修工事を行う前に、住宅改修の事前申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 住宅改修(改造)が必要な理由書(介護支援専門員等が作成したものに限る。)
 - (2) 工事費見積書(要介護被保険者等の氏名が記載され、かつ、保険給付申請内容が客観的に判別できるものに限る。)
 - (3) 住宅改修工事予定の住宅の図面(完成後の状態が分かるもの)
 - (4) 住宅改修工事前の写真(工事予定箇所が客観的に判別でき、かつ、撮影日が分かるものに限る。)
 - (5) 要介護被保険者等の介護保険被保険者証の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 登録事業者は、要介護被保険者等から依頼があった場合は、前項に規定する書類の作成に協力するとともに、申請の代行を行うものとする。
- 4 市長は、前項の規定による事前申請があったときは、その内容を審査し、その結果を要介護被保険者等及び登録事業者に通知するものとする。
- 5 登録事業者は、前項の規定による通知後に住宅改修工事を行ったときは、当該要介護被保険者等が当該登録事業者を支払うべき住宅改修工事に要する費用から、市長が住宅改修費として当該要介護被保険者等に支給すべき額を控除した額を当該要介護被保険者等から徴収するものとする。
- 6 要介護被保険者等は、次に掲げる事後申請書類を、住宅改修工事完了後、速やかに市長に提出しなければならない。
 - (1) 第4項の規定により市長が要介護被保険者等に通知した書類
 - (2) 住宅改修工事に要した費用の領収書
 - (3) 工事費内訳明細書
 - (4) 住宅改修工事後の写真(事前申請時に提出された際と同じ角度から撮影され、かつ、

撮影日が分かるものに限る。)

(5) その他市長が必要と定める書類

7 市長は、前項の規定による事後申請があった場合は、提出された書類を審査するとともに、住宅改修費の支給の可否を決定し、その結果を当該事後申請に係る要介護被保険者等及び登録事業者に通知するものとする。

(福祉用具購入費及び住宅改修費の支給)

第9条 市長は、第7条第4項又は前条第7項の規定により福祉用具購入費又は住宅改修費の支給を決定した場合は、要介護被保険者等に支給すべき額を、可及的速やかに当該要介護被保険者等に代わり、当該支給に係る登録事業者に支給するものとする。

(適用除外)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、該当する事実を認めた日から起算して1年間は受領委任払を認めないものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段を用いて介護給付を受け、又は受けようとした者
- (2) 偽りその他不正な手段を用いて介護サービスを提供し、又は提供しようとした事業者
- (3) その他市長が受領委任払を行うに当たり不相当であると認めた者

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、受領委任払の取扱いについて必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。